

加古川市立東神吉小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成31年4月

1 いじめに対する基本的な認識

- ・いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）
- ・児童等は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）
- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「いじめ防止対策推進法」第9条1項）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであるという基本的認識に立ち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定することとする。

<いじめ防止の基本方針>

- (1) いじめを生まない土壌づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感や充実感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期対応を図るため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。また、学校と家庭・地域等が協力して、事後指導にあたる。
- (5) 「いじめ防止対策改善プログラム」に基づいた取組を推進する。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる仲間（人間関係）づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かる授業づくりに心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳科の時間を要として、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔することも「いじめ」に加担していることを指導する。

(1) いじめを生まない土壌づくりを推進する。

- ① 「いじめをしない させない ゆるさない！」学校・学級経営方針を立てるとともに、教育活動全体を通じて全ての児童に「いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ことを理解させる。
- ② 児童が安心して生活できる「居場所づくり」や、児童の主体的・協同的な活動を通じた「絆づくり」を進める。
- ③ 「中学校区連携ユニット12」による校種間連携の充実を図るとともに、家庭や地域と一体となった取組を推進する。
- ④ 9月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ防止に向けての啓発活動を実施する。
- ⑤ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、スクールカウンセラーによる「ストレス対応」の授業等を行い、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 児童・保護者が、インターネットを通じて行われるいじめについての理解を深めるため、「インターネットトラブル防止講座」を実施する。

(2) 児童一人一人の自己有用感や充実感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 児童が主体的かつ協同的に取り組める学習活動の工夫や、児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実を図る。
- ② 特別活動等を通して、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。また、「学校をこんな言葉でいっぱいになりたい運動」を展開する。

- ③ 各教科等の年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④ 体験活動を通して、命を大切にできる心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 全児童を対象に教育相談を年間2回以上実施することで、児童理解に努める。
- ② 3年生以上の児童を対象に「心の相談アンケート」及び「学校生活に関するアンケート」を年間2回実施することで、児童の悩みや人間関係、学校生活への適応感を把握し、指導や支援に生かす。
- ③ スクールカウンセラーによる教育相談日を周知するなど、学校内における相談体制を整え、いじめの早期発見、早期対応を図る。

(2) いじめの早期対応を図るために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に丁寧に対応する。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童らもいじめを助長しているとの認識に立ち、指導する。
- ④ 少年愛護センター・教育相談センター等の関係機関と連携協力する。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアをするために、家庭やスクールカウンセラー等とも連携を図りながら、支援を行う。

(3) 学校と家庭・地域等が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての説明を行うとともに、家庭や地域での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ② 学校に話すことができないような状況があれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

「いじめ対策委員会」

いじめ問題に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導、学年主任、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる「いじめ対策委員会」を毎月開催する。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見・早期対応のための取組」に関することを加える。

(2) 学校評議員会の活用

保護者や地域住民から組織される学校評議員会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。